

奨学金適正額計算書(高校用)

- ・奨学金は、学費の一部を補助するものです。
- ・借入額はそのまま本人の負債となります。返済が過度の負担とならないよう、適正額の範囲での借り入れとするようお願いします。

①借入月額(上限4万円)

	月 額	年 額 (月額×12ヶ月)	備 考
授業料			実際に納入する額(減額・免除後の額)
学用品費			教科書、参考図書、実習材料、文房具代等
通学費等			定期券代(公共交通機関利用分)等
寄宿舎料等			寮費、寄宿舎料、下宿代等(食費を除く)
計(A)			

借入適正額(月額)・・・(A)/12 円 ÷ (1万円未満切上げ、上限4万円)

②入学一時金(上限10万円)

	金 額	備 考
入学金		入学料、入学選考料
入学時納付金		入学金以外の入学時のみ学校に納付する費用(施設設備費等)
入学準備学用品費		制服、学校指定ジャージ、教科書、辞書等
計(B)		

入学一時金 ……(B) 円 ÷ (1万円未満切上げ、上限10万円)

【高等学校等就学支援金制度】※「いわゆる高校無償化」により令和8(2026)年4月から制度が改正
所得制限なく、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料に充てる高等学校等就学支援金
が支給されます。申請(入学後)により授業料の納付が不要となります。

【参考】県立高等学校授業料(R8.4.1現在)

	授業料(月額)	入学料	入学選考料	寄宿舎料(月額)
全日制課程	9,900	5,650	2,200	700
定時制課程	2,700	2,100	950	700
専 攻 科	9,900	5,650	2,200	
特別専攻科	2,700	2,100	950	

※私立高校(全日制)の場合、支給上限額は45万7,200円(年額)に引き上げられました。

※東日本大震災等の被災者は被災の程度に応じ、申請により県立高等学校の入学料等が免除
となる場合があります。

※県では、生活保護受給世帯や、保護者等の失職等により家計が急変した世帯に対し、授業料以外
の教育費の負担を軽減するための給付金制度があります。

奨学金適正額計算書(大学等用)

- ・奨学金は、学費の一部を補助するものです。
- ・借入額はそのまま本人の負債となります。返済が過度の負担とならないよう、適正額の範囲での借り入れとするようお願いします。

①借入月額(上限8万円)

	月 額	年 額 (月額×12ヶ月)	備 考
授業料			実際に納入する額(減額・免除後の額)
施設設備費			施設や教育の充実に係る学校納付金
実験実習費			実験・実習や課外活動に係る学校納付金
学用品費			教科書、参考図書、実習材料、文房具代等
計(A)			

借入適正額(月額) …(A)/12	円 ÷		円 (1万円未満切上げ、上限8万円)
-------------------	-----	--	--------------------

②入学一時金(上限30万円)

	金 額	備 考
入学金		
入学時納付金		入学金以外の入学時のみ学校に納付する費用
入学準備学用品費		教科書、辞書等(指定のもの)
計(B)		

入学一時金 …(B)	円 ÷		円 (1万未満切上げ、上限30万円)
------------	-----	--	--------------------